

小川町建設工事における週休2日制モデル工事試行要領

（令和 7年 3月28日）
町 長 決 裁

（趣旨）

第1条 この要領は、小川町が発注する建設工事において、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）モデル工事

週休2日制モデル工事（現場閉所型）（以下、「モデル工事（現場閉所型）」という。）及び週休2日制モデル工事（交替制）（以下、「モデル工事（交替制）」という。）の総称をいう。

（2）モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上を達成したと認められる状態をいう。

ウ 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。やむを得ず発注者があらかじめ対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

エ 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場及び現

場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

オ 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

カ 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

キ 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

ク 現場閉所率は、次の式により算定するものとする。

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上を達成したと認められる状態をいう。

ウ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

エ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事

期間が1週間未満の場合は除く。

オ 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。やむを得ず発注者があらかじめ対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

カ 休日率は、対象者ごとに次の式により算定される率をいう。

対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

キ 平均休日率は次の式により算定するものとする。

対象者の休日率の合計÷対象者数

(対象とする工事)

第3条 モデル工事の対象は、原則全ての工事を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、モデル工事の対象としない。

(1) 竣工時期や現場条件（出水期、灌漑期、交通規制等）に制約がある工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）

(3) 対象期間が1週間未満の工事

(4) 前3号に掲げる工事のほか、週休2日の実施が困難であると町長が認めた工事

(発注方式)

第4条 モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

2 モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受注者及び発注者で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。

3 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合
(経費の補正)

第6条 モデル工事（現場閉所型）の当初の予定価格においては、次の各表に掲げる月単位の週休2日の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除して変更契約を行うものとする。

表1 モデル工事（現場閉所型）の補正係数（土木工事）

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

表2 モデル工事（現場閉所型）の補正係数（農業農村整備事業）

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1.02	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.02
現場管理費率	1.05	1.05

表3 モデル工事（現場閉所型）の補正係数（森林整備保全事業）

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1.05	1.05

機 械 経 費 （ 賃 料 ）	1 . 0 4	1 . 0 4
共 通 仮 設 費 率	1 . 0 4	1 . 0 4
現 場 管 理 費 率	1 . 0 6	1 . 0 6

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、次表の補正係数をそれぞれ乗じた単価を使用すること。

表４ 農業農村整備事業、森林整備保全事業の市場単価

名 称	区分	月単位の週休２日	通期の週休２日
鉄筋工（太鉄筋を含む。）		1 . 0 5	1 . 0 5
鉄筋工（ガス圧接）		1 . 0 4	1 . 0 4
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 5	1 . 0 5
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1 . 0 4	1 . 0 4
	撤去	1 . 0 5	1 . 0 5
防護柵設置工 （落石防止柵）		1 . 0 2	1 . 0 2
防護柵設置工 （落石防止網）		1 . 0 3	1 . 0 3
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤去	1 . 0 5	1 . 0 5
道路標識設置工	設置	1 . 0 1	1 . 0 1
	撤去・移設	1 . 0 4	1 . 0 4
道路付属物設置工	設置	1 . 0 2	1 . 0 2
	撤去	1 . 0 5	1 . 0 5
法面工		1 . 0 2	1 . 0 2
吹付砕工		1 . 0 3	1 . 0 3
軟弱地盤処理工		1 . 0 2	1 . 0 2
鉄筋挿入工 （ロックボルト）		1 . 0 3	1 . 0 3

表５ 農業農村整備事業、森林整備保全事業の土木標準単価

名 称	区分	月単位の週休２日	通期の週休２日
区画線工		1 . 0 5	1 . 0 5

排水構造物工		1. 0 5	1. 0 5
コンクリートブロック 積工		1. 0 5	1. 0 5
構造物取りこわし工	機械	1. 0 4	1. 0 4
	入力	1. 0 5	1. 0 5

- 2 モデル工事（交替制）の当初の予定価格においては、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。なお、平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

表6 モデル工事（交替制）の補正係数（土木工事）

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1. 0 4	1. 0 2
現 場 管 理 費 率	1. 0 3	1. 0 1

表7 モデル工事（交替制）の補正係数（農業農村整備事業）

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1. 0 2	1. 0 2
現 場 管 理 費 率	1. 0 1	1. 0 1

表8 モデル工事（交替制）の補正係数（森林整備保全事業）

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1. 0 5	1. 0 5
現 場 管 理 費 率	1. 0 3	1. 0 3

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、次表の補正係数をそれぞれ乗じた単価を使用すること。

表9 農業農村整備事業、森林整備保全事業の市場単価

名 称	区分	月単位の週休2 日	通期の週休2日
鉄筋工（太鉄筋を含む。）		1. 0 5	1. 0 5
鉄筋工（ガス圧接）		1. 0 4	1. 0 4
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 5	1. 0 5

防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 0 4	1. 0 4
	撤去	1. 0 5	1. 0 5
防護柵設置工 (落石防止柵)		1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 0 3	1. 0 3
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 5	1. 0 5
道路標識設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 4	1. 0 4
道路付属物設置工	設置	1. 0 2	1. 0 2
	撤去	1. 0 5	1. 0 5
法面工		1. 0 2	1. 0 2
吹付砕工		1. 0 3	1. 0 3
軟弱地盤処理工		1. 0 2	1. 0 2
鉄筋挿入工 (ロックボルト)		1. 0 3	1. 0 3

表 1 0 農業農村整備事業、森林整備保全事業の土木標準単価

名 称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
区画線工		1. 0 5	1. 0 5
排水構造物工		1. 0 5	1. 0 5
コンクリートブロッ ク 積工		1. 0 4	1. 0 4
構造物取りこわし工	機械	1. 0 4	1. 0 4
	入力	1. 0 5	1. 0 5

(実施方法)

第 7 条 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 現場着手前に、次のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
 - (2) 受注者は、対象期間中、モデル工事であることを P R するための掲示を行う。
- 3 対象期間中は、次のとおり対応するものとする。
- (1) モデル工事（現場閉所型）
 - ア 受注者は、現場閉所を行う場合は、監督員に対し事前に現場閉所を行う旨の連絡を電子メール等で行うものとする。ただし、次に該当する場合は、連絡不要とする。
 - (ア) 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - (イ) 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
 - (ウ) 官公庁の休日の場合
 - イ 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、クイックレスポンスに努める。
 - ウ 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導する。
 - (2) モデル工事（交替制）
 - ア 受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリスト（様式第 1 号）を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。
 - イ 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導する。
- 4 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、現場完成日以降 3 日以内に、モデル工事（現場閉所型）においては現場閉所実績報告書（様式第 2 号）を、モデル工事（交替制）においては最終月の休日確保状況チェックリスト及び休日確保実績報告書（様式第 3 号）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。
 - (2) 発注者は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じ、週休 2 日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。
 - (3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受注者及び発注者の協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。
- （その他）

第 9 条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告するモデル工事から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、令和 7 年度に起工する工事に限り、当初予算においてモデル工事のための予算措置をしていない工事については、モデル工事の対象としないことができる。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への「週休２日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

1 8 その他

- (3) 本工事は、小川町建設工事における週休２日制モデル工事（※）の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入

<特記仕様書>

1 週休２日制モデル工事

- (1) 本工事は、小川町建設工事における週休２日制モデル工事（※）の試行対象工事である。

試行の実施は、小川町建設工事における週休２日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、小川町ホームページで確認のこと。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入